筑波大学研究基盤支援プログラム（Ｂタイプ）

審査要項

　筑波大学研究基盤支援プログラムの審査は、以下の手順・方法等により行うものとする。

１．審査手順・方法

 （１）書面審査

　　　 書面審査は、研究推進会議の構成員、その他の委員（以下、「審査部会委員」という。）により実施する。

　　　 審査部会委員は、書面の審査に当たっては、別紙「審査における評価基準等」の各要素に着目しつつ、幅広い見地から総合的に評価を行う。

（２）採択研究課題候補選定

　　　採択研究課題候補の選定は、 審査部会委員の書面審査結果を基に、本プログラムの目的に照らして、下表により、採択研究課題候補を研究担当副学長が選定する。

　　 なお、ボーダーにおいて評点が同点の場合、女性研究者の課題に配慮する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 評価 |
| Ａ | 採択研究課題候補とする。 |
| Ｂ | 余裕があれば、採択研究課題候補とする。 |
| Ｃ | 採択しない。 |

（３）採択研究課題の決定

　　 採択研究課題の決定は、研究推進会議において採択研究課題候補に基づき、本プログラムの目的に照らして決定する。

２．その他

 (１）公開等

　　　 審査の透明性・公正性の確保の観点から、申請数・採択数・採択研究課題等の情報を学内に公開する。

（２）利害関係者の排除

　　　　当該研究課題に関与している審査部会委員は、当該事案についての審査・評価（書面審査）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

 その他審査部会委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合については、個別に判断する。

（３）秘密保持

　　　・委員として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、

漏らしてはならない。

　　　・委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、

善良な管理者の注意義務をもって管理する。

別　紙

審査における評定基準等

　本審査に当たっての評価項目ごとの評定基準等は、以下のとおりとする。

　※（　）内は、申請書の参照箇所。

【種目Ｂタイプ】

１　科研費のヒアリング審査及び第一段審査の結果の取扱い

特別推進研究、基盤研究（Ｓ）の審査結果がヒアリング審査で不採択の場合、優先的に採択する。

２　書面審査においては、各研究課題について、以下の着目点により、評価を行う。

Ⅰ. 研究課題の学術的重要性・妥当性、研究計画・方法等の妥当性（「研究概要」、「採択されなかった原因の自己分析、その対策（計画変更等）」）

* 次年度科研費申請に向けた分析、対策が明確に示されているか。

Ⅱ．研究遂行能力の適切性

* これまでに受けた研究費と研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有しているか。

Ⅲ. 研究経費の妥当性（「本プログラムの支援が必要な理由及び2021年度の科研費申請における有効性」、「研究経費」）

* 本プログラムの支援が有効に使用されることが見込まれるか、また、次年度科研費申請に効果が期待できる内容であるか。
* 設備備品の購入経費は研究遂行上真に必要なものが計上されているか。
* 設備備品費が経費全体の５０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

|  |  |
| --- | --- |
| 評点区分 | 評　定　基　準 |
| ４ | 優れている |
| ３ | 良好である |
| ２ | やや不十分である |
| １ | 不十分である |

Ⅳ．総合評価

上記Ⅰ～Ⅲの評価の着目点の評価を行った上で、５段階による総合評点を付す。

|  |  |
| --- | --- |
| 評点区分 |  　　　　　　評　価　基　準 |
| ５ | 非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき |
| ４ | 優れた研究課題であり、採択すべき |
| ３ | 優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい |
| ２ | 研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき |
| １ | 研究内容等に問題があり、採択に値しない |